

## 農業委員会での手続きで必要な添付書類

種類	義務者・権利者	必要な添付書類等(申請時)	留意事項
農地法第3条	所有権移転 (売買・贈与)	売主(義務者) ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> ・認印 買主(権利者) ・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	・売買の場合は、申請前に売買額を協議願います。
	所有権移転 (交換)	双方とも ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> ・認印	
	賃貸借権設定	貸 主 ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> ・認印 借 主 ・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	・収入印紙200円×2枚 ・申請前に契約期間と賃借料を協議願います。
	使用貸借権設定 (年金受給)	貸主(受給者) ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> ・認印 借主(後継者) ・認印 ・身分証明書(マイナンバーカード等)	・後継者移譲の場合は、両者の戸籍抄本各1通添付願います。
		年金受給予定者等(貸主)は、他に賃貸借契約が無いか確認して下さい。	
		※大仙市農業委員会管轄外の居住者は、居住地の耕作証明書を添付して下さい。	
農地法4条	4条転用許可	申請者 ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> (※1) ・認印 ・位置図 ・公図 ・地積測量図(全筆でない場合) ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図(※2) ・事業計画書 ・土地改良区意見書 ・預貯金残高証明書又は金融機関等の融資証明書(※3) ・場所選定経過説明書等(第1・2種農地の場合) ・貸し付け計画書等(貸借契約書・合意書) ・その他必要な書類 ※法人の場合は、 <u>法人登記事項証明書</u> 、定款	※1 所有者の住所等が登記と異なる場合は証明書(住民票等)を添付願います。 ※2 農地条件により秋田県農業会議常設審議委員会(翌月25日前後)での審査後に許可書を交付します。この場合、申請地の造成状況(盛土、擁壁、傾斜、水路等)が一目でわかる断面図の添付が必要になります。 ※3 資金計画について、金融機関発行の証明書を添付願います。(証明できる書類でも可)
農地法第5条	5条転用許可	売主・貸主(義務者) ・ <u>土地全部事項証明書(法務局)</u> (※1) ・認印 買主・貸主(権利者) ・認印 ・位置図 ・公図 ・地積測量図(全筆でない場合) ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図(※2) ・事業計画書 ・土地改良区意見書 ・預貯金残高証明書又は金融機関等の融資証明書(※3) ・場所選定経過説明書等(第1・2種農地の場合) ・貸し付け計画書等(貸借契約書・合意書) ・その他必要な書類 ※法人の場合は、 <u>法人登記事項証明書</u> 、定款 ※一時転用の場合は、農地復元計画書	・5条転用許可後、土地改良区に転用した旨を届出願います。(清算金精算有りの場合) ・5条申請の場合、申請前に売買金額、賃借料を協議願います。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法該当の場合、許可済であれば「許可書の写し」、申請中であれば地域振興局農林部農業振興普及課で「受理後の申請書写し」を添付してください。(R7.5.26~)
転用については、地域計画、農業振興整備計画、都市計画区域を確認して下さい。			
合意解約(18条6項の規定)		・双方の認印	・随時受付

※原則として毎月20日(土日祝日の場合は直前の平日)まで申請いただければ、翌月の総会に諮ることが出来ます。

※本人確認のため身分証明書(マイナンバーカード等)を確認する場合があります。

※代理人申請のときは委任者が実印押印のうえ委任状を提出(印鑑証明書を添付)願います。

※公社利用の場合は、公社マニュアルを参照願います。

※土地全部事項証明書600円／筆(書面)

※添付書類(証明書類)は、発行後3ヶ月以内の原本を提出願います。